居宅介護支援サービスにおける重要事項説明書

令和８年１０月１日現在

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、介護保険法等に基づき説明する事項は次のとおりです。

１．事業者（法人）

事業者名称	近鉄スマイルライフ株式会社
事業者の所在地	東大阪市西岩田一丁目 12 番 29 号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役社長　植西 啓之
事業所担当部門	生活サポート事業部 奈良市あやめ池北２丁目１－１（Tel. 0742-53-3520）

２．事業所

事業所の名称	近鉄スマイル桔梗が丘ケアセンター
事業所の所在地	名張市桔梗が丘西３番町１街区１０番地
管理者の氏名	円界　正美
電話番号	０５９５－６５－３８１３
指定事業所番号	第２４７１３００４０６号

３．事業所で実施する他の事業

事業の種類	三重県知事の事業者指定	
	指定年月日	介護保険指定事業所番号
訪問介護事業所	平成１６年１月１日	第２４７１３００４０６号
介護予防訪問介護事業所	平成１８年４月１日	
通所介護事業所	平成１６年３月１日	
介護予防通所介護事業所	平成１８年４月１日	

４．職員体制

管理者	１人
介護支援専門員	２人（内１名は管理者兼務）

５．営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、および 12 月 31 日、1 月 1 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

６．サービスの概要

内容	提供方法
要介護認定の申請・更新等への協力	○要介護認定の申請・更新等に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	○各種居宅サービス事業者の情報を提供し、希望されるサービスを聴取します。 ○提供するサービスの目的やサービス提供上の留意点などを盛

	り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ○原案を利用者に説明したうえで決定します。
居宅サービス計画の変更	○利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、または変更が必要と判断した場合には、利用者との合意のうえ同計画を変更します。
給付管理	○居宅サービス計画の作成後、その内容に基づきサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、三重県国民健康保険団体連合会に提出します。

7．利用料

法定代理受領により介護保険が給付される場合、利用者の自己負担はありません。

8．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　円界　正美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
(5) 介護相談員を受入れます。
(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9．通常の事業実施地域

実施地域	三重県名張市・伊賀市（旧上野市および青山町に限る）

１０．ハラスメント対策について

(1)事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
(2)事業者は事業所の利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

１１．事業継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

１２．交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

・通常の事業実施地域を越えた地点から片道１キロメートルあたり　　３０円

１３．支払方法

・毎月２０日までに、前月分のサービス内容、提供日、自己負担となる金額等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
・自己負担となる金額の支払いは、原則として利用者の指定口座からの自動引き落としとなります。他の支払い方法を希望される場合は、お申し出ください。

１４．苦情等申立先

事業所	所在地　名張市桔梗が丘西３番町１街区１０番地 担当者　　円界　正美 電話　０５９５－６５－３８１３ ﾌｧｯｸｽ　０５９５－６５－３８２３ 受付時間　８時３０分から１７時３０分まで（月～金）
名張市 福祉子ども部 介護・高齢支援室	所在地　　名張市鴻之台１番町１番地 ＴＥＬ　　０５９５－６３－７５９９ 受付時間　９時から１７時まで（月～金）
伊賀市 健康福祉部 介護高齢福祉課	所在地　　伊賀市四十九町 3184 番地 ＴＥＬ　　０５９５－２６－３９３９ 受付時間　９時から１７時まで（月～金）
三重県国民健康保険 団体連合会 介護苦情係	所在地　三重県津市桜橋２丁目９６番地 ＴＥＬ　　０５９－２２２－４１６５ 受付時間　９時から１７時まで（月～金）

１５．緊急時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の病状が急変した場合、およびその他緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医、市町村および利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　　所	〒		
	氏　　名			印
	電話番号	（　　）　　－	ＦＡＸ	（　　）　　－

代理人	利用者との関係		署名代行の理由	
	住　　所	〒		
	氏　　名			印
	電話番号	（　　）　　－	ＦＡＸ	（　　）　　－

事業者	住　　所　〒５１８－０６４３　名張市桔梗が丘西３番町１街区１０番地 事業所名　近鉄スマイル桔梗が丘ケアセンター 代表者名　管理者　円　界　正　美　　印 事業所番号　第２４７１３００４０６号 電話番号　（０５９５）６５－３８１３ ＦＡＸ　（０５９５）６５－３８２３ 説 明 者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（別　紙）　居宅介護支援業務の実施方法等について

1　居宅介護支援業務の実施

① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2　居宅サービス計画の作成について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3　居宅サービス事業所の選定について

① 利用者は、事業者に対し、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所の選定にあたり、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

② 利用者は、事業者に対し、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者の選定理由を求めることが可能です。

③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を提示します。（サービス種類別サービス利用状況　参照）

4　サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

5　居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

6　給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

7　要介護認定等の協力について

① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

8　居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

（別紙１）居宅介護支援サービスの内容

１．担当の介護支援専門員

氏　名　　連絡先　０５９５－６５－３８１３

２．費用

① 居宅介護支援サービスにかかる１ヶ月あたりの利用料は下表のとおりです。なお、初回加算および特定事業所集中減算等の基準に該当した場合は、下表の料金から加算、減算される場合があります。

	介護支援専門員１人あたりの取扱件数		
	45件未満	45件以上60件未満	60件以上
要介護１・２	11,088円	5,554円	3,328円
要介護３・４・５	14,406円	7,187円	4,308円

サービス内容	サービス単位（単位）	サービス利用料金　（円）
初回加算	３００	３，０６３円／月
入院時情報連携加算Ⅰ	２５０	２，５５２円／月
入院時情報連携加算Ⅱ	２００	２，０４２円／月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４５０	４，５９４円／回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６００	６，１２６円／回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６００	６，１２６円／回
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７５０	７，６５７円／回
退院・退所加算（Ⅲ）	９００	９，１８９円／回
通院時情報連携加算	５０	５１０円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	２００	２，０４２円／月2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	４００	４，０８４円／月
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 21/1000	

② 定代理受領により介護保険が給付される場合、利用者の自己負担はありません。

③ 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援サービスの提供に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

・通常の事業実施地域を越えた地点から片道１キロメートルあたり　　３０円

④ 居宅介護支援サービスを解約する場合、キャンセル料はかかりませんが、交通費等の実費を精算することがあります。

３．支払方法

① 事業者は、毎月２０日までに前月分のサービス内容、提供日、自己負担となる金額等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書とともに送付します。

② 自己負担となる金額の支払いは、原則として利用者の指定口座からの自動引き落としとなります。利用者が他の支払い方法を希望する場合は、事業者までお申し出ください。

４．苦情等申立先

居宅介護支援サービスに関する苦情等は、下記までお申し出ください。

事業所	所在地　名張市桔梗が丘西３番町１街区１０番地 電話 ０５９５－６５－３８１３　ﾌｧｯｸｽ ０５９５－６５－３８２３ 受付時間 ８時３０分から１７時３０分まで（月～金）
名張市 健康福祉部 高齢・障害支援室	所在地　名張市鴻之台1番町1番地 ＴＥＬ　　０５９５－６３－２１１１（代表） 受付時間 ９時から１７時まで（月～金）
三重県国民健康保険 団体連合会 介護苦情係	所在地　三重県津市桜橋２丁目９６番地 ＴＥＬ　　０５９－２２２－４１６５ 受付時間 ９時から１７時まで（月～金）

（別紙２）要介護認定前に居宅介護支援サービスを提供する場合の特例事項

１．提供する居宅介護支援サービス

① 要介護認定の結果が判明する前に、利用者が居宅介護支援サービスの提供を希望する場合、事業者は本契約の締結日から１０日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者に必要な居宅サービスを提供するための支援を行います。

② 居宅サービス計画の作成にあたり、事業者は、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスにならないよう配慮します。

③ 要介護認定の結果が判明した後、事業者は、自らが作成した居宅サービス計画を利用者の意向を踏まえながら適切な計画とするべく見直します。

２．要介護認定後の契約の継続

① 要介護認定の結果、利用者が「自立」もしくは「要支援」と認定された場合、本契約は終了します。なお、「要支援」と認定された場合は、介護予防支援事業所で介護予防サービス計画が作成されます。

② 要介護認定の結果、利用者が「要介護」と認定された場合、利用者から事業者に本契約を解約する旨の申し入れがない限り、本契約は継続します。

３．注意事項

① 要介護認定の結果、利用者が「自立」と認定された場合、要介護認定前に提供された居宅サービスにかかる利用料は、利用者が負担します。

② 要介護認定の結果、要介護認定前に提供された居宅サービスの利用料が認定後の区分支給限度額を上回った場合、保険給付の対象とならない居宅サービスが生じます。この場合、利用者は、当該サービスにかかる費用の全額を負担します。